

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより実施する調査です。

2 改正の概要

小売物価統計の一部を構成する消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は2020年（令和2年）を基準年として行います。

今回、この基準改定に当たり、新たな財・サービスの出現や普及、嗜（し）好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目（小売物価統計調査の調査品目は、家計調査の結果による当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上であるかどうかを目安として選定）等を、小売物価統計調査で調査する品目に追加するとともに、一部の品目について、調査日、調査担当者又は品目の名称の変更を行います。

本件は、それらを定める小売物価統計調査規則の一部改正を行うものです。

（1）以下の品目を追加します。

シリアル
味付け肉
カット野菜
アボカド
ナッツ
無菌包装米飯
ハンバーグ
冷凍ぎょうざ
サラダチキン
おでん
ノンアルコールビール
屋根修理費
ソファ
クッション
敷きパッド
収納ケース
漂白剤
子供用ズボン
軽度失禁用品

ドライブレコーダー
写真撮影代
クレンジング
文化施設入場料
葬儀料
学童保育料
宅配水
美容液（カウンセリング）

- (2) 「調査日」が「毎月の5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日」となっている品目のうち、これまでの小売物価統計調査の結果から、日々の価格変動が安定していることが確認できたため月3回の調査が不要となった以下の品目について、調査日を「毎月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日」に変更し、月1回の調査とします。

バナナ

- (3) 「調査担当者」が「都道府県知事」となっている品目のうち、全国又は地域的に均一な価格を取集することが適切な以下の品目について、調査担当者を「総務大臣」に変更します。

診療代（国民健康保険）

- (4) より代表的な商品等の調査を可能とするもの及び市場での呼び名が変化しているものは、以下のとおり、品目名を変更します。

変更後の品目名	現行の品目名
そうめん	干しうどん
冷凍米飯	冷凍調理ピラフ
調理ピザ	調理ピザパイ
ピザ（配達）	ピザパイ（配達）
給湯器	給湯機
子供用下着	子供用シャツ
クリーニング代	洗濯代

- (5) そのほか所要の改正を行います。

3 施行期日

令和2年1月1日